
**令和7年度報告からの
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の変更点について**

令和7年3月3日

令和7年度報告からの変更点

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」（以下「SHK制度」という。）における「温室効果ガス算定排出量」の算定方法等の見直しについて、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」※¹及び「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度検討会」※²において議論を行い、これを踏まえ、政省令等の改正を行いました。

- 改正法令等は、令和7年4月1日から施行され、令和7年度報告（令和6年度実績の報告）から適用されます。

- 主な変更点は以下のとおりです。
 - ① 直接排出と間接排出を区別した報告について（事業者単位のみ）
 - ② 基礎排出量のうち他人から供給された電気・熱の使用に伴うCO₂排出量の算定方法の変更について
 - ③ カーボンリサイクル燃料について
 - ④ 海外認証排出削減量の見直しについて

※1 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/study>

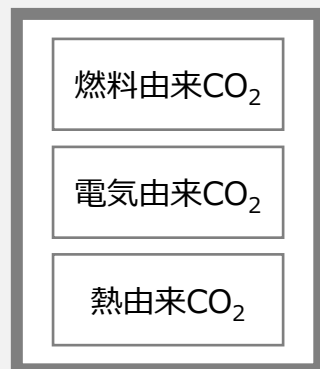
※2 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度検討会」 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/review>

① 直接排出と間接排出を区別した報告について

- 改正前のSHK制度では、報告・公表されるエネルギー起源CO₂は、燃料の使用（直接排出）と電気・熱の使用に伴う排出量（間接排出）が合算された値でしたが、改正後は、特定排出者単位の報告では直接排出と間接排出を区分して報告・公表します。なお、特定事業所単位の報告（様式第1別紙）は、現行の報告様式から変更ありません（直接排出と間接排出の合算値を報告）。
- 上記に伴い、様式第1 第1表の記載欄を変更します。
- 第1表では、エネルギー起源CO₂を「燃料の使用に伴うエネルギー起源CO₂（直接排出）」と「他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源CO₂（間接排出）」に区分して記載。

現行

燃料由来CO₂と電気・熱由来CO₂
を合算して報告・公表



改正後

燃料由来CO₂と電気・熱由来CO₂
を区分して報告・公表



燃料の使用に伴うエネルギー起源CO₂
（直接排出）

他人から供給された電気及び熱の使用
に伴うエネルギー起源CO₂
（間接排出）

報告様式の変更点 -温対法様式-

- 様式第1 第1表では、「①エネルギー起源CO₂」は「①燃料の使用に伴うエネルギー起源CO₂」に変更し、「③他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源CO₂」を新設。
- 改正前に「①エネルギー起源CO₂」としていた算定排出量のうち、燃料の使用に伴うエネルギー起源CO₂（直接排出）は改正後様式の①に、他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源CO₂（間接排出）は改正後様式の③に記載。
- なお、「廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO₂」については、従前どおり②に記載。

改正前

第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類	温室効果ガス算定排出量			
		①エネルギー起源CO ₂ (②を除く)	②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO ₂	③非エネルギー起源CO ₂ (④を除く)	④廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂
		⑤CH ₄	⑥N ₂ O	⑦HFC	⑧PFC
		⑨SF ₆	⑩NF ₃	⑪エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	

改正後

第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類	温室効果ガス算定排出量			
		変更 ①燃料の使用に伴うエネルギー起源CO ₂ (②を除く。)	②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO ₂	新設 ③他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源CO ₂	④非エネルギー起源CO ₂ (⑤を除く。)
		⑤廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	⑥CH ₄	⑦N ₂ O	⑧HFC
		⑨PFC	⑩SF ₆	⑪NF ₃	⑫エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)

※省エネ法様式でエネルギー起源CO₂を報告する場合は次頁以降を参照。

①直接排出と間接排出を区別した報告について

報告様式の変更点 -省エネ法様式（工場・事業場）-

- 様式第9特定第12表では、「廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素（①）」は「燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）（①）」に変更し、「他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素（③）」を新設。
- 改正前に「廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素（①）」としていた算定排出量のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量（直接排出）は改正後様式の①に、他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量（間接排出）は改正後様式の③に記載。
- なお、「廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO₂」については、従前どおり②に記載。

改正前

特定第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： _____ 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
			廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		① t-CO ₂	② t-CO ₂
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
	商標又は商号等			

改正後

特定第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： _____ 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素		
			燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		① t-CO ₂	② t-CO ₂	③ t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
	商標又は商号等				

報告様式の変更点 -省エネ法様式（輸送）-

- 様式第4第9表及び様式第8第9表では、「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（①）」は「燃料の使用に伴う二酸化炭素（①）」に変更し、「他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素（②）」を新設。
- 改正前に「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（①）」としていた算定排出量のうち、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素排出量（直接排出）は改正後様式の①に、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素排出量（間接排出）は改正後様式の②に記載。

改正前

第9表 二酸化炭素の排出に係る事項

1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

	年度
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO ₂)	①

改正後

第9表 二酸化炭素の排出に係る事項

1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

	年度
燃料の使用に伴う二酸化炭素	① t-CO ₂
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素	② t-CO ₂

報告様式の変更点（予定） -省エネ法様式（荷主）-

- 様式第30第9表では、「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（①）」は「燃料の使用に伴う二酸化炭素（①）」に変更し、「他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素（②）」を新設。
- 改正前に「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（①）」としていた算定排出量のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量（直接排出）は改正後様式の①に、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量（間接排出）は改正後様式の②に記載。
- なお、燃料の使用に伴う二酸化炭素及び他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素を区分して記載することができない場合は、「燃料の使用に伴う二酸化炭素（①）」として記載。

改正前

第9表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

報告年度： _____ 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	①	t-CO ₂
---------------------------	---	-------------------

改正後

第9表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

排出年度： _____ 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

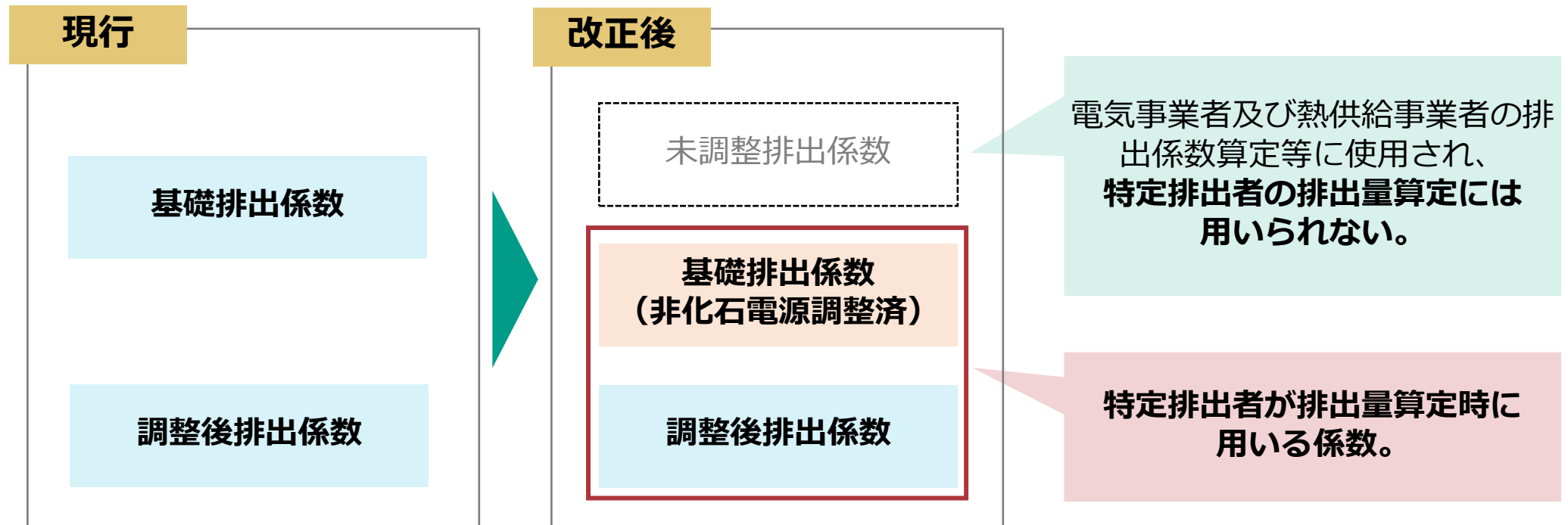
燃料の使用に伴う二酸化炭素	変更	①	t-CO ₂
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素	新設	②	t-CO ₂

②基礎排出量の算定方法の変更について

- 今回の改正では、基礎排出量のうち他人から供給された電気・熱の基礎排出量の算定方法について、以下のとおり変更しました。
 1. 電気及び熱の事業者別排出係数について、引き続き基礎排出係数を使用しますが、従来の基礎排出係数とは異なり、非化石証書やグリーン電力・熱証書及び再エネ電力・熱由来のJ-クレジットを反映した係数となります。
 2. 特定排出者が取得した非化石証書やグリーン電力・熱証書及び再エネ電力・熱由来のJ-クレジットの無効化量・移転量は、「他人から供給された電気の使用」及び「他人から供給された熱の使用」に伴う基礎排出量の算定に反映させます。
 - ※ 2. の特定排出者が取得や無効化・移転した証書等は報告が必要ですが、1.の排出係数に使用されている証書等は報告不要で、使用した排出係数を報告してください。
- 具体的な見直し内容は、次頁以降に記載のとおりです。

基礎排出係数の新設

- 電気事業者及び熱供給事業者が従来提供していた基礎排出係数に、電気事業者及び熱供給事業者が調達した非化石証書・グリーン証書・再エネ由来J-クレジットの環境価値を反映させた、「基礎排出係数（非化石電源調整済）」を用いて算定することとなりました。
- 再エネ由来以外のJ-クレジットやJCMクレジットは、引き続き調整後排出係数の算定時に反映されます。

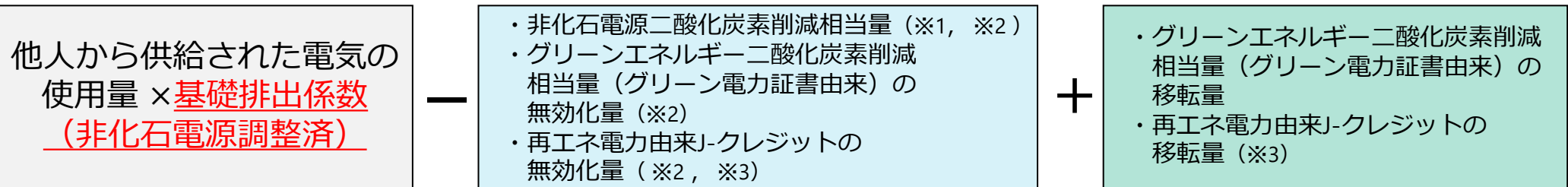


特定排出者による基礎排出量の算定方法の変更

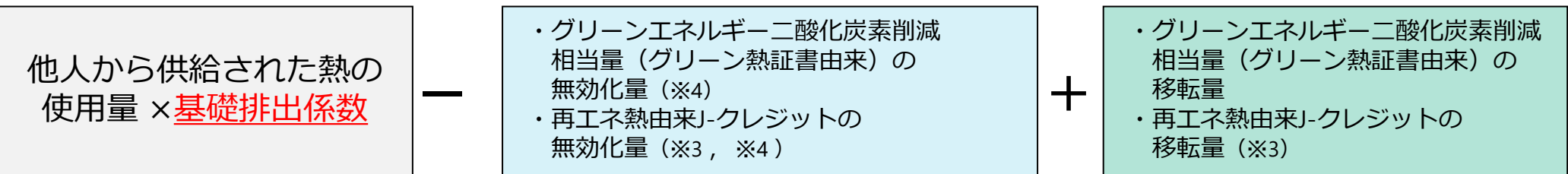
- 特定排出者が取得した非化石証書やグリーン電力・熱証書、再エネ電力・熱由来のJ-クレジットの無効化量・移転量は、調整後排出量に加え、基礎排出量算定でも反映させることとなります。 ※調整後排出量の算定方法は現行どおり

《基礎排出量のうち、他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源CO2の算定》

①他人から供給された電気の使用に伴う排出量



②他人から供給された熱の使用に伴う排出量



※1 「非化石電源二酸化炭素削減相当量」は、電気事業者から小売供給された電気の使用に伴い発生するCO₂の量を上限に控除可能。

※2 「非化石電源二酸化炭素削減相当量」と「グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量 (グリーン電力証書由来) の無効化量」と「再エネ電力由来J-クレジットの無効化量」の合計値は、他人から供給された電気の使用に伴うエネルギー起源CO₂排出量を超えることはできない。

※3 「J-クレジット」には、国内クレジット及びオフセット・クレジット (J-VER) を含む。

※4 「グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量 (グリーン熱証書由来) の無効化量」と「再エネ熱由来J-クレジットの無効化量」は、他人から供給された熱の使用に伴うエネルギー起源CO₂排出量を超えることはできない。

報告方法の見直し 基礎排出量関連

- 変更後の基礎排出係数は、従来どおり、調整後排出係数とともに温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度のウェブサイトにて公表する予定です。
- 様式の変更及び基礎排出量の算定方法の変更に伴い、様式の「他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素」の欄には、他人から供給された電気及び熱の使用量に排出係数を乗じて算定した排出量から、非化石証書、グリーン証書及び再エネ由来J-クレジットの無効化量を控除し、移転量を加算した値を記載することになります。
- 上記に伴い、様式のクレジット・証書に関する情報等の記載欄を次項以降に記載のとおり変更することになります。

報告様式の変更点 (1/5)

- 第5表の1では、基礎排出量算定段階から国内認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量を反映することになったことを踏まえ、基礎排出量又は調整後排出量の算定に用いた国内・海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載（変更前は、調整後排出量の算定に用いた削減量のみを記載していた）。

変更

第5表の1 温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

種 別	合 計 量
1.	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

変更

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。あわせて、第5表の2、第5表の3及び第5表の4に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、第5表の5に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、第5表の6に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

報告様式の変更点 (2/5)

- 第5表の2では、無効化又は移転した全ての国内認証排出削減量について記載。
- 変更前でも記載を求めていたクレジット特定番号等、無効化日又は移転日、無効化量又は移転量に加え、各クレジットの方法論によって、基礎排出量から反映可能か否かが異なるため、方法論の種別及びクレジット合計量に再エネ電力由来・再エネ熱由来クレジットがそれぞれ占める内訳の量の記載欄を追加。

第5表の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	方法論の種別
～			t-CO ₂	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～			t-CO ₂	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～			t-CO ₂	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～			t-CO ₂	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
合 計 量			t-CO ₂	—
	(うち再エネ電力由来)		t-CO ₂	—
	(うち再エネ熱由来)		t-CO ₂	—

新設

新設

追加

- 備考
- 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
 - 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
 - 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 7 **方法論の種別の欄には、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものについては「再エネ電力由来」、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものについては「再エネ熱由来」、その他の方法論によるクレジットについては「その他」に○をすること。**
 - 8 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

省エネ法様式については以下を参照（※認定表・認定様式については割愛）

- 工場・事業場（様式第9）：特定第12表6の2
- 荷主（様式第30）：第9表5 ※再エネ電力由来のみ記載。荷主ではなく、貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者（荷主自らが貨物の輸送を行っている場合はそれも含む）が無効化又は移転を行ったものを記載。
- 輸送（様式第4・第8）：第9表5 ※再エネ電力由来のみ記載

報告様式の変更点 (3/5)

- 第5表の3では、国内認証排出削減量のうち、電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等を、国内認証排出削減量の種別ごとに区分して記載。
- 変更前は、電気と熱に由来する削減相当量及び二酸化炭素排出量は合算した合計値で記載していたが、変更後は、電力由来は第5表の3、熱由来は第5表の4で記載。

新設

第5表の3 国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	t-CO ₂
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	t-CO ₂
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		t-CO ₂
④①～③の合計		t-CO ₂
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂
⑦他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂
⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂

備考 本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

- ① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
- ② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
- ③ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- ④ ①～③の量の合計量
- ⑤ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
- ⑥ ⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量
- ⑦ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量
- ⑧ ⑦のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量

省工手法様式については以下を参照（※認定表・認定様式については割愛）

- ・ 工場・事業場（様式第9）：特定第12表6の3
- ・ 荷主（様式第30）：第9表7
- ・ 輸送（様式第4・第8）：第9表7

報告様式の変更点（4/5）

- 第5表の4では、国内認証排出削減量のうち、熱に係る情報を国内認証排出削減量の種別ごとに区分して記載。
- 変更前は、電気と熱に由来する削減相当量及び二酸化炭素排出量は合算した合計値で記載していたが、変更後は、電力由来は第5表の3、熱由来は第5表の4で記載。

新設

第5表の4 国内認証排出削減量のうち熱に係る情報

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン熱証書	t-CO ₂
	②再エネ熱の導入に係るクレジット	t-CO ₂
	③①及び②の合計	t-CO ₂
④他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂
⑤他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂

備考 本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

- ① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン熱証書に係る量
- ② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
- ③ ①及び②の量の合計量
- ④ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
- ⑤ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量

報告様式の変更点 (5/5)

- 第5表の6では、非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を非化石証書の種別ごとに区分して記載（変更前は「電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量」を記載していたが、種別ごとの削減相当量の記載へ変更）。

第5表の6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

変更

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	t-CO ₂ /kWh		t-CO ₂

- 備考
- 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
 - 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
 - 3 種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
 - 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

変更

省工不法様式については以下を参照（※認定表・認定様式については割愛）

- ・ 工場・事業場（様式第9）：特定第12表6の6
- ・ 荷主（様式第30）：第9表6 ※荷主ではなく、貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者（荷主自らが貨物の輸送を行っている場合はそれも含む）が取得したものを記載。
- ・ 輸送（様式第4・第8）：第9表6

③カーボンリサイクル燃料について

- CCUのうち回収した二酸化炭素をカーボンリサイクル燃料の製造に用いた場合、原排出者と利用者間の合意により、排出削減価値を移転できることとし、原排出者又は利用者のうち、カーボンリサイクル燃料利用に伴う排出削減価値を保有する者が基礎排出量から控除できることとしました。

<原排出者の対応>

- 本政令改正に伴い、様式第1 第1表の①、②、④、⑤及び⑫の量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、排出削減価値を原排出者側が保有する場合、原排出者の報告において、当該二酸化炭素の量を基礎排出量から控除することが可能です。控除した場合、回収価値の証明及び用途の証明について関連情報を記載する必要があることから、様式第1 第5表の7として当該二酸化炭素の量、第5表の8として当該二酸化炭素に関する情報を報告する欄を新設しました。
- 排出削減価値をカーボンリサイクル燃料の利用者側が保有する場合でも、原排出者の二酸化炭素回収を制度として見える化するため、様式第2 5(2)①に新設される「二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して製品等に利用することで他の者の温室効果ガス排出量の削減に寄与した量に関する情報」に任意で記載して報告・公表することが可能となります。
- 様式第1 第5表及び様式第2 5(2)①における新設箇所は、次頁以降に記載のとおりです。

<利用者の対応>

- 排出削減価値をカーボンリサイクル燃料の利用者側が保有する場合は、都市ガスの事業者別係数に反映されるため、利用者側の報告において様式第1 第5表の7に記載する必要はありません。

※都市ガスとして供給される場合以外のカーボンリサイクル燃料のカウントルールについては、流通状況等を踏まえながら措置を検討して参ります。

報告様式の変更点 (1/2)

- 様式第1 第5表の7として「大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量」を新設。
- 様式第1 第5表の8として「大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報」を新設。

第5表の7 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO ₂
---------------------------------	-------------------

備考 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
2 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

新設

控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合、「当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量」の合計量を記載する

第5表の8 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	t-CO ₂
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該二酸化炭素の発生由来	
	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO ₂
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

新設

備考 1 本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
2 本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の製造者又は利用者と合意していることが確認できる書類を添付すること。
3 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

報告様式の変更点 (2/2)

- 様式第2 5(2)①として「二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して製品等に利用することで他の者の温室効果ガス排出量の削減に寄与した量に関する情報」を新設。
- 排出削減価値をカーボンリサイクル燃料の利用者側が保有するため、原排出者が控除できない場合でも、任意で報告し公表することが可能となります。

新設

(2) 他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報

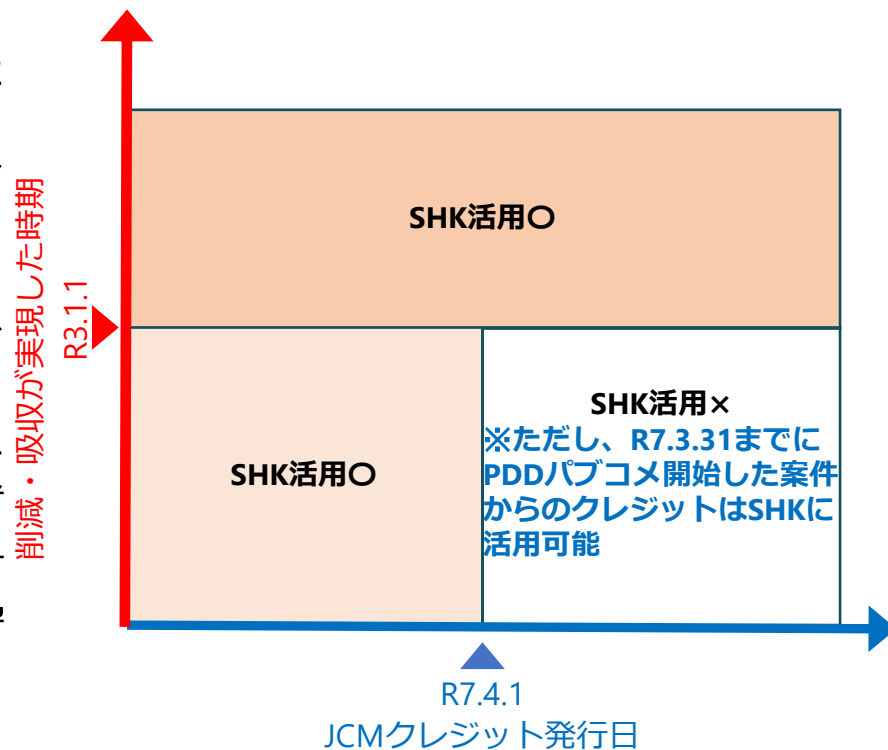
① 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して製品等に利用することで他の者の温室効果ガス排出量の削減に寄与した量に関する情報

回収した二酸化炭素の量	t-CO ₂
回収した二酸化炭素の用途等に関する情報	-----

詳細URL

④ 海外認証排出削減量の見直しについて

- 今般、パリ協定に基づく我が国の目標（NDC）の確実な達成に向けて国内外で地球温暖化対策を加速するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」が改正されました。主な改正内容として、「二国間クレジット制度（JCM）」の実施体制強化のために、「国際協力排出削減量」等の用語の定義やクレジット発行に係る手続等が温対法上で規定されました。
- 算定・報告・公表制度で活用できる海外認証排出削減量は、「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量」（平成26年経済産業省・環境省告示第4号。以下「海外認証排出削減量告示」という。）において「JCMクレジット」と定められていますが、温対法改正に伴い、海外認証排出削減量告示を改正し、「海外認証排出削減量」として用いることのできる削減量は、改正温対法第2条第9項に規定する「国際協力排出削減量」としました*。
- なお、本改正に伴う様式の変更はありません。



*改正温対法の経過措置の規定により、施行日（令和7年4月1日）の際に現に存するJCMクレジットについては、国際協力排出削減量とみなし、海外認証排出削減量に含まれます。また、施行日時点で事業設計書（いわゆるPDD）についての意見書の受付が開始されているものについても、引き続き海外認証排出削減量に含まれます。